

京都市告示276号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成16年9月9日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 ごみ処理場の名称

6号 京都市焼却灰溶融施設

2 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分：京都市伏見区醍醐陀羅谷地内

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）